

小美玉市戸別浄化槽事業経営戦略

団 体 名 : 茨城県 小美玉市

事 業 名 : 下水道事業(特定地域生活排水処理事業:法非適用)

策 定 日 : 令和 2 年 12 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成20年度(11年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適
処理区域内人口密度	—	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1区(公共下水道事業計画区域及び農業集落排水区域以外の区域)		
処理場数	225基(浄化槽設置基数)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	浄化槽使用料の賦課徴収事務について、旧玉里村地区は平成20年度から湖北水道企業団に委託し、旧小川地区は平成17年度、旧美野里地区は平成13年度から水道部局と事務を一元化し、経費の効率化を図っています。(共同化)		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 : 10m ³ まで	1,430.0円/月			
	超過料金 : 10m ³ を超え20m ³ まで	176.0円/m ³			
	20m ³ を超え30m ³ まで	198.0円/m ³			
	30m ³ を超え50m ³ まで	209.0円/m ³			
	50m ³ を超え100m ³ まで	220.0円/m ³			
	100m ³ を超えるもの	231.0円/m ³			
業務用使用料体系の 概要・考え方	業務用使用料体系の設定なし				
その他の使用料体系の 概要・考え方	その他の使用料体系の設定なし				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,132 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,260 円
	平成30年度	3,132 円		平成30年度	3,300 円
	令和元年度	3,132 円		令和元年度	3,320 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1人(下水道課内のうち、管理係1名兼務)
事業運営組織	下水道課内に、課長、課長補佐、業務係、整備係、管理係の3係それぞれの係長、課員で構成されています。 平成18年3月の町村合併以降は、随時、業務の効率化を図り、組織体制を見直し、職員の人員削減の取組に努めています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	使用料の徴収業務と浄化槽保守管理業務は、民間委託を行っている。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	個人の宅地内に設置された合併浄化槽で水量等が少ないことから該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	個人の宅地内に合併浄化槽が設置されているため該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

<p>■収益的収支比率について</p> <p>収益的収支比率について令和元年度は101.41%であるが、一般会計からの繰入金に依存しており、今後、一般会計繰入金の縮減が想定されることから比率の悪化が見込まれる。 総収益の料金収入は、令和元年度が8,910千円となっている。平成30年度から新規の設置事業を終了し、高度処理型浄化槽設置補助事業に移行したため、料金収入は横ばいで推移していくと見込まれる。 なお、企業債の元金償還額が令和元年度が4,281千円、令和2年度が4,804千円と増加傾向となっており、当該比率の悪化の要因となっている。</p> <p>■企業債残高対事業規模比率について</p> <p>供用開始から11年と年数も浅いことから、企業債残高が多く、類似団体よりも高い数値で推移していると考えられる。 事業規模を示す「営業収益(料金収入)」も横ばいとなっている。また、平成30年度から新たな企業債の発行がないため、企業債残高は令和元年度154,696千円、令和2年度150,415千円と減少傾向となっているが、事業規模と比較すると著しく大きいものとなっており、当該比率については、営業費用の抑制が求められる。</p> <p>■経費回収率について</p> <p>経費回収率は、平成30年度46.57%、令和元年度32.95%と維持管理費の増加に伴い年々悪化の傾向にあるため、使用料の適正化などの改善が必要である。これは使用料単価が令和元年度166円/m³に対して、汚水処理原価が503円/m³、と高い値になっていることが原因である。特に、汚水処理原価(資本費)については、類似団体と同様に高い値となっているため、資本費の圧縮については検討が必要である。</p>

2. 経営の基本方針

※将来の事業環境等を踏まえ、事業を継続する上での経営理念、基本方針等について記載すること。

<p>■維持管理費・資本費の適正化</p> <p>本市の戸別浄化槽事業は、平成20年度より特定地域生活排水処理事業として公共用水域の水質保全や生活環境向上に貢献してきました。平成30年度に、市設置型合併浄化槽から個人設置型浄化槽事業補助(高度処理型浄化槽設置補助事業)に移行しており、既に設置した戸別浄化槽(225基)の適正な維持管理に努めます。 歳出面については、これまでと同様に民間業者への委託による適正な維持管理に努め、老朽箇所や補修箇所への迅速な対応によりコスト削減に努めます。委託業務の見直しなどの維持管理費の削減を進め、一般会計からの繰入金の縮減を図り経営の健全化を推進していきます。</p> <p>■使用料の適正化</p> <p>市が浄化槽を設置し管理するため、管理が適正に行われる反面、維持管理費の半分程度を市が財政負担しているのが実情です。将来的には、維持管理費等のコスト縮減について検討を行うと同時に、現状では使用料収入で維持管理費用を賄えない状況にあることから、適正な使用料の試算を行います。</p>

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

■投資の目標に関する事項

平成30年度から、個人設置型浄化槽事業補助(高度処理型浄化槽設置補助事業)へ事業転換されていることから、新たな浄化槽設置はありません。
計画期間中に建設改良を実施する予定はなく、予算を計上していません。
計画期間中に耐用年数に達する浄化槽はないため、更新の計画はありません。
個人の宅地内に合併浄化槽が設置されているため、広域化・共同化・最適化については該当ありません。
清掃及び点検等の維持管理については、現状と同様に民間委託を行っていきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

■使用料収入に関する事項

浄化槽新設がなく、消費税10%考慮後の使用料収入は横ばいとしています。
現状では使用料収入で維持管理費用を賄えない状況にあることから、適正な使用料の試算を行います。

■企業債に関する事項

建設改良(浄化槽の新規設置)がないため、新たな企業債の発行はありません。

■戸別浄化槽事業債減債基金に関する事項

企業債の元利償還額が増加する令和5年度から21年度にかけ、毎年度4,000千円を元利償還金に充当し他会計補助金(一般会計繰入金)の縮減を図ります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

■職員給与費に関する事項

職員給与は、現状の1名の体制を維持します。

■修繕費に関する事項

浄化槽の年数経過による、配電盤や送風機等の補修費用を計上しています。

■その他

計画期間内に、耐用年数(25年)を経過する浄化槽はないため、更新費用は計上していません。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	該当なし
投資の平準化に関する事項	計画期間に耐用年数(25年)を経過する浄化槽はありませんが、必要に応じて検討していきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	計画期間に、PPP/PFIなどの予定はありませんが、必要に応じて検討していきます。
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現在見直しの予定はありませんが、使用料収入では維持管理費を賄えないため、適正な使用料への検討が必要と考えます。
資産活用による収入増加の取組について	個人の宅地内に合併浄化槽が設置されているため該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	包括的民間委託について検討していきます。
職員給与費に関する事項	収支計画に反映済み
動力費に関する事項	動力費の支出はありません。
薬品費に関する事項	薬品費の支出はありません。
修繕費に関する事項	収支計画に反映済み
委託費に関する事項	収支計画に反映済み
その他の取組	特になし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	進捗管理(モニタリング)は、毎年の決算時期に実施をし、5年のタイミングで見直し(ローリング)の実施予定とします。また、収支計画と実績の乖離が著しい場合も見直し(ローリング)を行うこととします。
---------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

【特定地域生活排水処理事業】

H30 R1 R2

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (〔決算〕)	前年度 (〔決算〕)	本年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	△ 2,608	549	302	285	268	254	243	234	226	219	214	211	209
積 立 金	(K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金	(L)	4,946	2,338	2,887	3,189	3,474	3,742	3,996	4,239	4,473	4,699	4,918	5,132	5,343
前年度繰上充用金	(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	2,338	2,887	3,189	3,474	3,742	3,996	4,239	4,473	4,699	4,918	5,132	5,343	5,552
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	2,338	2,887	3,189	3,474	3,742	3,996	4,239	4,473	4,699	4,918	5,132	5,343	5,552
	赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	89	89	87	85	84	82	82	82	82	81	81	81	81
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)		8,847	8,910	8,816	8,816	8,816	8,816	8,816	8,816	8,816	8,816	8,816	8,816	8,816
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)		8,847	8,910	8,816	8,816	8,816	8,816	8,816	8,816	8,816	8,816	8,816	8,816	8,816
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 方 債 残 高 (X)		154,695	150,415	145,612	140,078	134,057	127,479	120,812	114,054	107,204	100,261	93,223	86,088	78,855

○他会計繰入金

(単位:千円) 単位:千円)

区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収 益 的 収 支 分		12,222	20,688	20,609	20,609	20,609	20,609	20,609	20,609	20,609	20,609	20,609	20,609	20,609
うち基準内繰入金		12,222	20,688	20,609	20,609	20,609	20,609	20,609	20,609	20,609	20,609	20,609	20,609	20,609
うち基準外繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分		0	4,280	4,803	5,534	6,021	2,578	2,667	2,758	2,850	2,943	3,038	3,135	3,233
うち基準内繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金		0	4,280	4,803	5,534	6,021	2,578	2,667	2,758	2,850	2,943	3,038	3,135	3,233
合 計		12,222	24,968	25,412	26,143	26,630	23,187	23,276	23,367	23,459	23,552	23,647	23,744	23,842